

総合司会：保険金等の支払いをめぐる再検証問題

広島修道大学 藤田 楯彦

1. 本シンポジウムの意義

(1) 新しくて古い問題

ここ数年、保険金の支払判断や保険料の取り扱いが不適切であったという理由から、金融庁によって行政上の何らかの管理下に置かれた保険業は少なくない。保険金支払いをめぐる問題の発生は保険業の現代的課題のように見えるが決してそうではない。また、日本の業界にだけ固有に見られる現象でもない。歴史のなかで、契約者は何度も煮え湯を飲まされ、保険会社も行政から幾たびとなく業務刷新を迫ってきた。それでも問題は再発する。ここに保険という商品の構造的な特殊性があるといえるだろう。

(2) 再発防止議論の累積に向けて

保険業が顕現化させている諸問題がすべて、本当に、「不祥事」なのかどうかは今後の展開を観察しなければ分からない問題も多い。しかし、それが問題視され、保険業のコンプライアンスを問われていることは、紛れもない事実といえる。

今回のシンポジウムでは、この問題がどのような保険経営上の特徴をもって発生しているのか、まず、岩瀬泰弘氏（福井県立大学）にご報告いただくことにした。保険は、いわゆる「情報非対称商品」のひとつである。消費者にとって難解であることを前提に売られるということ自体、一般の商品では想定しにくい。それでも保険商品の選択は買い手責任なのか、宮地朋果氏（慶応義塾大学）にはこの問題を分析していただく。

そもそも保険契約の構造は、消費者はおろか営業組織にとっても、容易に理解できるものではないだろう。契約の内実理解が不完全にしか行われえない保険契約のありかたに、行政は本来どうかかわるべきか、出口正義氏（筑波大学）からこの点に論及していただく。

新しいようで古くからある問題を論じることほど、報告者にとって、労苦だけが多い研究は他にない。過去に幾度となく論じられてきた問題に立ち入ることは、保険販売が本源的にかかえる限界をあらためて認識しなおすという作業にほかならない。しかしその単純作業の

【平成 19 年度日本保険学会大会】

シンポジウム「保険金等の支払いをめぐる再検証問題」

報告要旨：藤田 楯彦

繰り返しのよって、保険の売り手と買い手の双方に警鐘を鳴らすことこそ、学会の社会的使命であると言う理由から 3 氏にご報告をお願いした次第である。

2 責任主体としての保険事業

(1) 市場均衡維持機の主体としての保険事業

保険と金融業は同質の存在ではない。金融業には決済機能や与信機能が期待されている。手形決済にともなうクレジット・リスクを負担して企業間信用創造の根幹を支えているのが金融であるとするならば、保険業は純粋リスクを、しかも将来発生するか否かの分からない不確実性や、将来どの程度の損害が発生するかも確率的にしか分からない不確実性を負担することで、市場経済全体の安定性を担っている。保険業がコンプライアンスを問われれば、金融業不祥事ほど短期間で直截的に信用不安を惹起することはないとしても、長期におよぶ市場の不均衡状態が漸次的に作られてゆくことは想像に固くない。

保険業は保険商品を扱う産業である。と同時に、その存在が市場の安定を支えている責任の主体でもある。その意味で保険業に不可欠なものとして、責任準備金やソルベンシー・マージンのような有形資産だけではなく、企業倫理やブランド・エクイティーのような無形資産も重視されるべきなのである。

(2) 保険業の企業価値創造

従前保険業は危険担保能力としての有形資産の確保に経営努力を傾注してきた。しかし、戦略的視点で、ブランドのような無形資産の構築が考えられてきたかどうかは疑わしい。保険料の原価構成から推測すると、価格戦略に絡んでの商品差別化は保険の場合無意味という考え方もできる。とはいうものの、ブランドは経営者のコンプライアンスや従業員の名誉心、あるいは、保険販売組織のやる気といった経営諸活動に大きく影響してくる。

一般にブランド・エクイティーを重視する企業ほど、不祥事はいうまでもなく、コンプライアンスが問題となるような行動を事前チェックするようになる。名門企業なら不祥事が根絶されているというわけではないが、それでも、ブランド・エクイティーは経営の規律維持と社会的使命の自覚に寄与するだろう。締め付けとしての内部統制が無力とは言わないが、その企業の名のもとで働く喜びと、扱う保険商品への誇りは不祥事防止の一手立てであろう。